特許出願の早期審査制度

弁理士　並木　敏章

1．はじめに

特許権の存続期間は、原則として、特許出願の日から２０年で終了します。つまり、特許権の存続期間の起算日は、特許権が発生した日ではなく、特許出願をした日となります。そのため、特許出願の日から特許権が発生するまでの期間が短ければ短いほど権利期間（特許権の存続期間）が長くなり、反対に、特許出願の日から特許権が発生するまでの期間が長ければ長いほど権利期間（特許権の存続期間）が短くなるといえます。したがって、早期権利化を図ることができれば、自社製品等について早期から特許権による保護を受けられるだけでなく、それだけ長い権利期間が得られるというメリットがあります。

現行の制度のもとでは、特許出願の日から３年以内に出願審査請求をすることで、特許庁での審査が開始されますが、実際には出願審査請求をしてもすぐに審査が開始されるわけではなく、その審査にも或る程度の期間を要するため、出願人が審査の結果を得るまでには数年以上かかる場合もあります。そのため、いくら特許出願や出願審査請求を早期に行ったとしても、審査に要する期間（審査期間）が長期化すれば、それだけ特許権の権利期間が短くなってしまう結果となり兼ねません。

そこで、このような早期権利化を望む出願人等のニーズに応えるべく、特許庁での審査期間を短縮するための制度として、早期審査という制度が存在します。この早期審査制度を利用すれば、通常の特許出願と比べて、審査期間を短縮して、早期に審査結果を得ることができます。本稿では、特許出願の早期審査制度について説明いたします。

2．早期審査制度の概要

特許出願の早期審査制度は、一定要件の下、出願人からの申請を受けて特許出願の審査を通常よりも早期に実施する制度です。

（１）早期審査の対象となる特許出願

以下の①～⑥のいずれかの特許出願であることが条件となります（但し、出願審査請求がなされている特許出願であることが前提）。

①中小企業、個人、大学、公的研究機関等の出願

その発明の出願人の全部又は一部が、中小企業又は個人、大学・短期大学、公的研究機関、承認又は認定を受けた技術移転機関（承認ＴＬＯ又は認定ＴＬＯ）若しくは各独立行政法人の設置法等で定められた試験研究機関の研究成果に係る技術移転機関（試験独法関連ＴＬＯ）であるものがした特許出願であること。

②外国関連出願

出願人がその発明について日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している特許出願（国際出願を含む）であること。

③実施関連出願

出願人自身又は実施許諾を受けた者が、その発明を実施している場合や、早期審査に関する事情説明書の提出日から２年以内に実施予定等している特許出願であること。

④グリーン関連出願

グリーン発明（省エネ、ＣＯ2 削減等の効果を有する発明）について特許を受けようとする特許出願であること。

⑤震災復興支援関連出願

出願人の全部又は一部が、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用される地域に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた者である特許出願であるか、又は、出願人が法人であり、当該法人の特定被災地域にある事業所等が地震に起

因した被害を受けた場合であって、当該事業所等の事業としてなされた発明又は実施される発明についての特許出願であること。

⑥アジア拠点化推進法関連出願

出願人の全部又は一部が、特定多国籍企業による研究開発事業の促進に関する特別措置法（アジア拠点化推進法）に基づき認定された研究開発事業計画に従って研究開発事業を行うために特定多国籍企業が設立した国内関係会社であって、該研究開発事業の成果に係る発明に関する特許出願であること。

（２）早期審査のための手続き

早期審査を申請する場合、「早期審査に関する事情説明書」という書類を提出します。この早期審査に関する事情説明書には、提出日、事件の表示、提出者、早期審査の種別などの書誌事項の他に、早期審査に関する事情説明を記載する必要があります。早期審査に関する事情説明には、事情（早期審査を申請する事情）、先行技術の開示及び対比説明などを記載します。

［事情］

①中小企業、個人、大学、公的研究機関等の出願、②外国関連出願、③実施関連出願、④グリーン関連出願、⑤震災復興支援関連出願、⑥アジア拠点化推進法関連出願のいずれかに該当することを記載します。例えば、③実施関連出願の場合は、その実施の状況として、特許発明を既に実施していること、または、特許発明の実施を予定していることを記載します。

［先行技術の開示］

先行技術調査で発見した先行技術の文献名（例えば「文献１：特開〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇号公報」）を記載します。なお、中小企業等の出願については先行技術調査を行う必要はなく、自分が知っている文献を記載すればよいことになっています。明細書の従来技術の欄に記載した特許文献を先行技術として挙げることもできます。

［対比説明］

対比説明には、早期審査を申請する特許出願の特許請求の範囲に記載された発明（本願発明）と今回開示した先行技術文献の内容とを対比し、両者の相違点や、相違点に基づく本願発明の技術的に有利な効果を記載します。

（３）早期審査を申請することのできる時期

基本的に、出願審査請求時以降であれば、その特許出願について早期審査の申請が可能です。なお、審査請求手続と、早期審査申請の手続は同時でも構いません。また、拒絶理由通知を受けた後からでも早期審査を申請することは可能です。

（４）早期審査の申請費用

特許庁に対しての費用はかかりません（無料）。但し、弁理士などに依頼するときは手数料が必要となる場合がありますのでご注意ください。

３．早期審査に関する通知書

令和３年５月６日以降は、「早期審査に関する通知書」が新設され、「早期審査に関する事情説明書」が提出された全ての案件について、選定結果（早期審査の対象とするか否かの選定結果）が出願人（代理人）に発送されます。なお、早期審査の対象とならなかった出願は、通常の出願として取り扱われます。

４．審査期間

それでは早期審査制度を利用した場合、どのくらい審査期間が短縮されるでしょうか。以下では、特許庁審査官による審査結果の一次審査通知（主に特許査定又は拒絶理由通知書）が発送されるまでの期間をみていきます。

まず、特許庁の統計結果によると、特許出願（通常の特許出願だけでなく早期審査を利用した特許出願なども含む）の審査期間として、出願審査請求をしてから一次審査通知が届くまでの期間の平均は、２０２１年の実績が「１０．１ヵ月」、２０２２年の実績が「１０．０ヵ月」、２０２３年の実績が「９．４ヵ月」といったように、ここ数年の実績では１０カ月程度となっています。

一方、早期審査を利用した出願については、早期審

査を申請してから一次審査通知が届くまでの平均の期間は、２０２１年の実績が「２．７ヵ月」、２０２２年の実績が「２．３ヵ月」、２０２３年の実績が「２．２ヵ月」となっており、早期審査を利用することで審査期間が大幅に短縮されることがわかります。そのため、例えば特許出願と同時期に出願審査請求と早期審査を申請すれば、数ヵ月～１年程度で特許権を取得することも可能となります。

５．実務上の留意点

上述したとおり、早期審査は早期に権利が得られると共に権利期間を長くできるので良いことばかりのようですが、早期審査を申請するか否かにあたりいくつか留意すべき点があるのでご紹介します。

・通常は出願日から１年６月経過後に発明の内容が公開（出願公開）されますが、早期審査を利用して出願公開されるよりも前に特許権が発生すると（特許掲載公報が発行されると）、通常よりも早く発明の内容が公開される可能性があります。したがって、自社の出願内容が公開される時期を遅らせたいという事情がある場合には注意が必要です。

・権利化されていなくても出願公開されていることで同業他社への一定の牽制力があるところ、残念ながら拒絶査定（拒絶審決）が確定してしまった場合には、そのような牽制力を早期に失ってしまう点にも注意が必要です。

・改良発明をした場合、上記特許掲載公報が改良発明に対する先行技術文献となり、この先行技術文献（公開された自分の発明）を引用して改良発明の新規性や進歩性が否定される可能性があります。

・早期審査の対象となった特許出願についても、拒絶理由通知の応答期間の延長請求が可能ですが、早期に審査が進められるよう、特許庁からは延長請求を抑制することが求められています。

６．その他

審査期間を短縮する制度には、上記の早期審査（通常の早期審査）の他にも、スーパー早期審査という制度があります。このスーパー早期審査は、通常の早期審査よりも更に短い審査期間（平均１カ月以内）となるメリットがありますが、通常の早期審査よりも厳しい要件が課されます。例えば、「実施関連出願」且つ「外国関連出願」であること、又はスタートアップによる出願であって「実施関連出願」であることが必須の条件となります。また、スーパー早期審査の対象となった場合には、拒絶理由通知に対する応答期間が、拒絶理由通知書の発送の日から３０日以内（通常の半分の期間）となります。上記期間内に応答（手続補正書や意見書の提出）がなされなかった場合には、スーパー早期審査の対象外とされ、通常の早期審査として取り扱われることになります。したがって、特許権利化を非常に急いでいるような事情がなければ、早期審査の方が利用し易い制度になっていると考えます。

＜参考文献＞

（１）特許庁「特許行政年次報告書２０２４年度版」
https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2024/index.html
（２）特許庁「特許出願の早期審査・早期審理ガイドライン」
https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/v3souki.html
（３）特許庁「令和３年５月以降の早期審査の手続に関する変更点について」
https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/henkoten.html

KSI パートナーズ法律特許事務所
〒150-0031
東京都渋谷区桜丘町22-14　N.E.S ビルS棟4階
TEL: 03-6455-3679
E-MAIL：patent@ksilawpat.jp
ksilawpat.jp